

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年8月27日（木）10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
山元首席原子力専門検査官、宮崎上席原子力専門検査官
福島第一原子力規制事務所
小林所長、木村原子力運転検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「使用許可基準規則」という。）の主な項目についての考慮
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「分析第2棟」という。）に係る確認事項についての変更
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 使用許可基準規則の考慮について
 - ✓分析第2棟で取り扱う燃料デブリ等の量や作業内容を踏まえ、分析第2棟の設計上、使用許可基準規則のうちどの条項を考慮すべきかを網羅的に整理して説明すること。
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る確認事項について
 - ✓確認事項は、実施計画の変更申請に当たり、事業者としてその工事及び性能について検査する内容を記載するものであり、その趣旨に沿って適切な検査方法等を再度検討し説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（使用許可基準規則の考慮について）
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（第2棟に係る確認事項）7月15日面談資料改訂版